

第2回 奈良県総合治水対策推進委員会 議事概要

1 日時：平成27年12月18日(金) 13時30分 ～ 16時

2 場所：奈良県中小企業会館 4階大会議室

3 出席者：奈良県総合治水対策推進委員会委員 11名（1名欠席）

奈良県県土マネジメント部 加藤部長、水本理事、平岡河川政策官 他6名

4 議事要旨

- (1) 総合治水対策の進捗状況
- (2) 条例の基本的な考え方
- (3) 課題解決に向けた基本的な方策
- (4) 今後の進め方

5 議事内容（主な意見）

【(1) 総合治水対策の進捗状況】

近藤委員：昭和60年の流域整備計画の対象外力を見直す必要はないのか。

事務局：現在、既往計画の対象外力に対する整備が遅れているため、まず、これを確保する必要がある。このため、対象外力の見直しは考えていない。

松野委員：H25年9月洪水、H26年8月洪水など、藤井の河川水位が高いが、浸水被害が少ないのはなぜか。

事務局：状況を分析し、次回回答する。

川村委員：内水地区の中に、流域整備計画に位置付けている内水湛水区域が含まれていると記載されている。それ以外の内水地区は、浸水被害としてとらえている。その区別はどのようにつけているのか。

事務局：昭和57年8月洪水以外でも浸水している、浸水する可能性のある地区を足しこんでいる。

川村委員：湛水してもらわないといけない地域と内水浸水すること困る地域の違いはなにか。

事務局：内水湛水区域は自然排水できない区域で主に水田である。それ以外の内水地区には家屋浸水の被害がある地区が含まれる。

川村委員：内水湛水区域は水田の他に、どのような土地利用がされているのか。

事務局：ほとんどが市街化調整区域である、なかには農家の集落があり、何軒かは浸水している家屋がある。

川村委員：流域整備計画では浸水することを前提に計画をたてるということで良いか。

事務局：ポンプ排水規制をしている間は、浸水する計画である。いずれ、河川整備が進めば、内水地区の対策も実施していくことになる。

委員長：内水湛水については、地域への公表も困難なため、奈良県として回答しにくいところではある。その他の内水地区では家屋被害が発生するが、内水湛水でも水田被害が発生する。両地区とも浸水被害が発生する観点では同じととらえていることで良いか。

事務局：現在、並行して、130箇所の内水地区について、貯留施設等による対策を検討している。被害が著しい地域については、奈良県にて対策を講じることにしている。

委員長：その対策は、今回の総合治水対策と別の議論と考えてよいか。

事務局：そのように取り扱っていただきたい。

川村委員：内水地区に対して、今後、対策を実施することについて理解をした。内水湛水 146m³/s の記載をこのまま残すことは、整合性に欠けると思われる。

事務局：内水湛水 146m³/s は、大和川に流入させない水量を記載している。内水湛水の上流において今後、貯留対策を実施する対策量についても、内水湛水と同じとみている。

委員長：実績で±0となっているが、内水対策を実施するのではないか。

川村委員：河川に自然排水できず、内水地区に湛水する現象というのは、表現が不十分でないか

事務局：表現については工夫する。

委員長：これまで総合治水対策では、藤井の水位を下げることを目標に実施してきたが、合わせて流域対策を実施することで地先の浸水被害が軽減できてことも重要である。下流のためだけでは県民も納得がいかないのではないのか。対策の考え方を再認識し、住民への説明をきっちりおこなわないと、流域対策が進まないのではないか。

南川委員：記載できれば、実績の箇所に内水対策を含むとすればよいのではないか。

吉田委員：亀の瀬で通過流量を規制されているという大前提がある。下流の王寺町の生命を守るには、少々の内水はがまんする必要がある、自分の所に振った雨の流出を少しでも遅らせる努力が必要である。義務付けられている。

平井委員：奈良県における大和川本川の洪水対策は、本川に流さない減水、湛水の対策を行っている。最近の雨の降り方は尋常ではなく、1時間に50mm降っても不思議ではない。そのようなことから、内水は許容の範囲内で各地域に頑張ってもらっていると考えている。

中村委員：対策の目標量の見直し等はあるのか。

事務局：現段階では、計画を達成できておらず、余裕がないため、振替は想定していない。流域対策の新たなメニューについても説明するが、現時点では難しいと考えている。

委員長：内水湛水の土地利用対策が重要になると思うが、今後、検討を予定しているのか。

事務局：検討を予定している。次回報告したいと考えている。

【(2) 条例の基本的な考え方】

田中委員：奈良市の対策率が低い件について、個別に達成できていないのか、個別には達成しているが全体で不足しているためか、どちらが理由なのか。

事務局：個別に達成できていない。

田中委員：どういう基準で市町村の計画目標値を設定したのか。

事務局：雨水貯留施設について、対策可能な学校数と市街化率をもって設定している。

委員長：一般住民について雨水浸透、雨水貯留など実施しているのか。

事務局：奈良市、大和郡山市等については貯留タンク購入の補助を実施している。

委員長：公共と個人の流域対策を実施していくことが重要と考える。

事務局：総合治水対策協議会では、個人の流域対策も紹介しており、無視している訳ではない。

委員長：個人の流域対策を実施することは、住民の総合治水の理解を得る重要な要素といえる。

事務局：個人の流域対策の実施状況を調査し、次回報告する。

田中委員：屋上緑化についても個々の効果は小さいが、集まると大きいと思う。このような対策も視野にいれて頂きたい。

近藤委員：5頁の滋賀県の条例では、県民の責務を明記している。土地利用対策を実施する場合、県民の責務を明記する必要がある。

立川委員：役割分担の中で、事業者の責務について記載しないのか。

事務局：検討に応じて事業者の責務が必要であれば盛り込む予定である。

松野委員：市町村への義務付けについては地方自治法に抵触することが記載されているが、兵庫県ではどのように制定したのか。

事務局：兵庫県の記載の経緯については確認できていない。

東川委員：財政が厳しい中、下流のために流域対策を実施することについて議会の理解が得られない。条例の中で強制してもらった方が、実施しやすいと考える。市町村の役割を記載しないと、概念的となり意味がない。また、上下流問題について、上流側のモチベーションが上がる施策があればお教えいただきたい。

吉田委員：大和高田市は、市民を守ることを第1に流域対策を実施している。独自の流出抑制対策を実施している。

南川委員：県と市町村が協力して実施しないと効果がでない状況にあるので、市町村への義務付けについて、工夫によっては可能と考える。

【(3) 課題解決に向けた基本的な方策】

立川委員：治水対策は、県単独で実施する内容かと思うが、条例に記載するのか。

事務局：県が実施することを記載したいと考えている。

中村委員：ため池治水利用は、なぜ85箇所なのか。ため池の保全も重要と考える。また、治水対策だけでは維持が困難なため、利用も含めた議論が必要である。

事務局：効果のあるため池について実施している。現存のため池数を精査しており、次回、ため池の保全について報告したいと考えている。

中村委員：皿池であってもあるのとないのでは、効果が違うと考える。

事務局：皿池についても、大きな面積のため池であれば効果が期待できるため、治水利用施設の対象と考えている。

吉田委員：氾濫箇所の上流で、遊休農地を購入し、調整池として積極的に貯めることを検討している。

松野委員：流域対策の管理が不十分であるが、農家が減少する中、今後の管理のしくみづくりをどのように考えているのか。

- 事務局：管理状況の分析を実施している状況である。
- 南川委員：流域対策について、条例で規制、義務付ける場合、財産権の抵触について留意する必要がある。
- 中村委員：ため池治水利用、水田貯留など農家に依頼するところが多い。どのような補助を行うのか。
- 田中委員：11頁のシミュレーションについて、調整池を設置した場合の結果かどうか。
- 事務局：調整池を設置した場合の結果である。
- 松野委員：水田貯留を新たな対策として位置付けるのかどうか。条例の中で、営農を適正に実施するレベル、調整板を設置するレベルのどちらを記載するのか。
- 事務局：新たな流域対策として位置付ける予定であるが、総合治水対策協議会で決定される。今後、技術基準を策定する予定である。また、農林と連携しながら、農家の管理負担とならないよう水田貯留対策（調整板を設置するレベル）を実施したい。
- 近藤委員：開発の対象面積を引き下げることにより、事業者が事業を小分けにして申請面積を小さくするなど、いたちごっこになることが懸念される。防災調整池設置義務のない小規模開発行為が集中した場合のリスク軽減策について検討を進める必要がある。
- 委員長：他の対策（各戸貯留等）と合わせて達成することも考えられる。
- 事務局：大和高田市では対象面積1000m²として指導を実施している。大和高田市等を参考に実効性のある基準等を考えていきたい。

以上